

公益社団法人 日本化学会「第77回定時社員総会」議事録

1. 日 時 2024年5月24日(金)13時30分～14時30分

場 所 化学会館 5階会議室(東京都千代田区神田駿河台1-5化学会館)

上記の場所に存しない理事、監事および社員は、WEB会議システムを用いて本定時社員総会に出席した。

2. 議決権のある社員総数(議決権数) 178名(178個)

3. 出席社員数

出席社員数(電磁的方法による議決権行使社員を含む) 73名(73個)

有効委任状 88名(88個)

合計(議決権数) 161名(161個)

4. 出席社員 2名: 植村卓史、臼杵豊展

共オンライン出席者: 67名

出席理事 10名: 菅 裕明、澤本光男、高田十志和、阿部晃一、鈴木孝治、
酒井浩志、北川尚美*、小西克明*、坂井隆也、櫻井英博

出席監事 2名: 石谷 治、五十嵐仁一

(*印はWEB会議システム使用による出席)

5. 配布資料

2023年度事業報告

2023年度名誉会員推戴

2023年度貸借対照表、正味財産増減計算書、及び財産目録、監査報告書

2024年度役員候補者一覧

日本化学会定款変更案

6. 議事の経過および結果

冒頭、WEB出席/参加者全員の音声と画像が即時に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態になっていることを確認したうえ、WEB会議システムを併用し、本定時総会を開催した。

議事に先立ち、定款第16条の定めに基づき議長を務める菅会長から、来場に際しては、事前の議決権行使、委任状の提出への協力をお願いした旨の説明がなされた。

次いで、電磁的方法による議決権行使社員を含む73名、有効委任状88名の、以上、計161名の出席となり、社員総数178名の過半数であることから、定款第18条の定足数を満たし、本定時社員総会は成立する旨を宣言した。

次いで議長は、総会議事録の署名人に、植村卓史氏、臼杵豊展氏 両社員を指名し、異議なく承認された。

(1) 報告事項

1) 第1号 2023年度(令和5年度)事業報告の件

高田筆頭副会長から、**2023年度事業報告**(提出資料の1~14ページ)に基づき報告があった。本事業報告は、4月26日開催の監査会で監事の監査をうけ、5月8日開催の第671回理事会で承認が得られたものである。

2) 第2号 2023年度(令和5年度)名誉会員推戴の件

高田筆頭副会長から、名誉会員規程(提出資料の15ページ)に基づき、長澤 寛道氏が、2023年度内に開催された理事会において、名誉会員に決定したとの報告があった。

(2) 決議事項

1) 第1号議案 2023年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録承認の件

阿部財務担当副会長から、2023年度貸借対照表、正味財産増減計算書、及び財産目録(提出資料の16~29ページ)について概要の説明があった。なお本議案の内容については、4月26日開催の監査会で監事の監査をうけ、5月8日開催の第671回理事会で承認が得られたものである。

第1号議案について社員の挙手により採決の結果、満場一致により本議案を可決した。

2) 第2号議案 理事及び監事選任の件

澤本常務理事より、2024年度役員候補者[提出資料の35ページ]について次の説明があった。次の役員については、定款第27条の定めにより、本定時社員総会の終結時に任期が満了する。

理事 13名：菅 裕明、相田美砂子、阿部晃一、高田十志和、魚住泰広、氏家誠司、
金井 求、佐藤啓文、平田裕人、宮村一夫、森 初果、和田健彦、
渡辺 淳

監事 2名：辻 康之、村上洋太

上記役員の任期満了を受けて、社員総会運営規程に則り、次の役員候補者の選任について1名ずつ決議し、いずれも満場一致で可決した。

理事 13名：五十嵐達也、石原一彰、大内 誠、大塚英幸、岡本晃充、小島隆彦
佐藤一彦、島ノ江憲剛、島本啓子、竹中 克、馬場嘉信、丸岡啓二
叶 深

監事 2名：加藤昌子、富重圭一

なお留任役員は、

理事 14名：石井洋一、海老原昌弘、北川尚美、熊本卓哉、小西克明、近藤輝幸、
坂井隆也、酒井浩志、櫻井英博、澤本光男、杉本直己、鈴木孝治、
鈴木隆之、関根千津

監事 2名：石谷 治、五十嵐仁一

本議案については、2月7日開催の第670回理事会で承認が得られたものである。

3) 第3号議案 定款変更の件

澤本常務理事より定款第51条の変更概要の説明があった。

第3号議案について社員の挙手により採決の結果、満場一致により本議案を可決した。

以上

■議長兼議事録作成に係わる職務を行った理事

代表理事 会長 菅 裕明

公益社団法人 日本化学会定款変更(案)

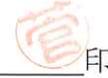
現 在	変 更 案	主な変更理由
<p>第8章 定款の変更、合併及び解散等</p>	<p>第8章 定款の変更、合併及び解散等</p>	
<p>(残余財産の帰属) 第51条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p>(残余財産の帰属) 第51条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人、若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人<u>であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人</u>又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p>寄付を原資とした事業設立の際、租税特別措置法第40条第1項の適用を可能とするため。 (補足) 措置法40条第1項に該当する法人とは譲渡所得税の非課税要件を満たすものとして国税方長官の承認を受けた法人を指す。</p>

2024年5月24日

公益社団法人 日本化学会 「第77回定時社員総会」

議長
〔会長〕

菅 裕明



議事録署名人
〔社員〕

臼杵 豊展



議事録署名人
〔社員〕

榎村 卓史

